

部設置を勧告する決議案を提出した。

安全保障理事会は、北朝鮮の武力による韓国への攻撃は平和の破壊となっていることを決議し、国連加盟国は武力攻撃を撃退し、この地域に国際の平和と安全を回復するために、必要な場合、韓国に対する援助を支援することを勧告しながら、

1. 武力攻撃に対抗し、戦っている韓国を支援し、同時にこの地域に国際の平和と安全を回復するために国連加盟国の政府とその国民が1950年6月25日と27日付決議に約束された即刻的かつ強力な支援を歓迎し、
2. 国連加盟国は、韓国のための援助提供を国連に伝えたことに留意し、
3. 先述した安全保障理事会決議に依拠し、そのほかの援助を提供するすべての加盟国は、このような軍隊とそのほかの援助をアメリカの統合軍司令部のもとに統合することを許容することを勧告し、
4. アメリカはこのような統合軍の指揮官を任命することを要請し、
5. 北朝鮮軍に対する作戦過程に参加している国家の国旗とともに国連の旗を使用できる統合軍司令部の裁量権を承認し、
6. アメリカは安全保障理事会に、統合軍司令部のもとでとった措置手続きに関する報告書を適切に提出することを要請する。³⁸⁾

7月7日の決議案において示された統合軍司令部と国連との関係としては、安保理が創設を勧告した点、国連の旗を使用するという点、安保理に報告した点の三つである。

1. アメリカ統合軍司令部

アメリカは決議案草案3項で、「統合軍司令部下」(under unified command)を「アメリカ傘下の統合軍司令部」(to a unified command under the US)に換え、統合軍司令部が国連傘下のものであると誤解されうる余地をなくし、アメリカ傘下の司令部であることを明確化した。「統合軍司令部」よりも「アメリカ」が強調されたのである。安保理議長ノルウェー代表サンデー (Arne Sunde)³⁹⁾は7月6日、アメリカの決議草案⁴⁰⁾3項の末尾に「国連のための機構」という単語を追加する意思があるのかを知りたいとした。グロス (E.A. Gross) 大使はそのような校正に反対するとはっ

きり答えている。⁴¹⁾ 結局アメリカは、決議案立案の最後の段階まで統合軍司令部が国連の機構として活動することを明確に拒否したかたちだ。合参[合同参謀本部]の合同戦略調査委員会 (JSSC) は7月7日の安保理決議文に指揮上の重要な問題が内包されていることを次のように指摘した。

7月7日付の安保理決議によれば、国連のもとに統合軍司令部を設置せず、また個別的に統合軍司令部と国連の間にはいかなる直接的な関係も明記しなかった。安保理は司令官を指定する義務がなく、報告書の受け取りを想定されているのも司令官ではなくアメリカ政府である。国連安保理とマッカーサー (D. MacArthur) 将軍へとつながるいかなる指揮系統も決して設けられなかったし、直接的であれ間接的であれいかなる国連機構との通信回線も設置されなかった。報告書はまずもって軍事的性格であることは明らかである。⁴²⁾

合同戦略調査委員会が正確に分析したように、統合軍司令部は国連に設置されなかった。したがって統合軍司令部と国連の間にはいかなる直接的関係もない。すなわち国連とは無関係な機関である。これはまた国連とマッカーサー統合軍司令官の間にはいかなる指揮系統や通信回線も設置されないことで立証される。7月11日まで合参内部文献では、「安保理決議に応じたアメリカの統合軍司令部 (unified command of United States in response to the UN Security Council)」と表現されていた。⁴³⁾ しかし一日たった後、マッカーサーには可能なところではどこでも自身を国連軍総司令官と名乗るようにと指示が下された。⁴⁴⁾ その後続けてマッカーサーは広報や報道で極東軍司令部ではなく国連軍司令部として発表するよう指示をうけた。そして1950年7月25日午後8時50分 (ワシントン24日18:50)、マッカーサー司令官は東京の第一ビルの極東軍司令部において、統合軍司令部を公式に設置した。⁴⁵⁾ しかし驚くことに、公式名称は安保理で決議した「統合軍司令部」(Unified Command)ではなく「国連軍司令部」(United Nations Command)であった。誰が名称を変える権限を与えたのか？彼らは、「勧告」と書き「決定」と読んだことに終わらず、「統合軍司令部」と書き「国連軍司令部」と読むという例外的決定を行ったのである。これもまた、決議案と現実とは別という慣行が蓄積される瞬間であった。

2. 国連旗

1947年に採択された「国際連合旗規定」〔朝鮮語原稿では国連旗法〕には、軍事作戦で旗の使用を認可する特別条項を含んでいなかった。⁴⁶⁾ たとえ安保理の勧告に基づいて遂行される作戦であっても、安保理が勧告した当時の国連旗規定に従わなくてはならない。しかし国連の事務総長は、7月7日の安保理決議後、20余日も経た7月28日、「旗は国連の該当機構によって効果的に権限が明示された軍事作戦に対してのみ使用されること」と明記された「軍事作戦における旗の使用」という題の6条が含まれた新しい国連旗規定を発表した。⁴⁷⁾ しかし、旗の規定が公式的に修正されたのは1952年である。したがって安保理が勧告した軍事作戦において国連の旗の使用を許可した7月7日の安保理決議5項は事後立法、遡及立法であった。⁴⁸⁾ すなわち不法である。

3. 報告書

国連に提出する報告書は、安保理決議に先立って実行されたアメリカの軍事行動を事後的に合理化する目的をもった。7月25日に統合軍司令部を国連軍司令部という名で設置する時まで、国連に提出した1次報告書における公式名称は「統合軍司令部」であった。しかし8月17日付の2次報告書では重要な変化がおきた。

国連軍司令部のもとでとられた措置手続きの適切な報告書を安保理に提供することをアメリカに求めている1950年7月7日の安保理決議案6条に対し言及することを光栄に思う。⁴⁹⁾

1次報告書では正確に明記されていた統合軍司令部という名称が、2次報告書では国連軍司令部とこっそり変えられている。また統合軍司令部の前にアメリカ政府の所属を意味する単語(USG)も消えた。誰が見てもアメリカではない国連の司令部と感じるこの報告書が公式文書に指定されてから、アメリカは統合軍司令部を国連軍司令部に公式変更することに成功した。⁵⁰⁾ 2次報告書以来アメリカは、便宜上、統合軍司令部と国連軍司令部の名称のどちらをも使用している。

例えば、アメリカの国連代表は、安保理議長に送った1980年4月29日付の

書簡のなかで「1950年7月7日の国連安保理決議84号によって設立された統合軍司令部に代わって、私は国連軍司令部の報告を提出する光栄を」と記し、統合軍司令部と国連軍司令部が互いに異なる二つの機構のように錯覚までされてしまう。16か国の参戦軍人らは今も釜山にある国連軍墓地を訪ねてくる。彼らは自分達がアメリカ傘下の軍隊ではなく、国連の軍隊で国連の大義のために戦ったのだと思っている。しかしアメリカは、アメリカの主権を強調する時は統合軍司令部という名を、国連における覇権を強調する時は国連軍司令部という名を使用して来た。国連の大義のために身を挺して戦った軍人たちにとって、これは明らかに疑わしい状況である。アメリカ統合軍司令部を任意に国連軍司令部と名付けたのは、まるでカボチャを高く売ろうと包装紙にスイカと書くようなものだ。最初、ひとびとは中身はカボチャで名前だけスイカということを知るが、時が過ぎるとカボチャをスイカと呼ぶことに慣れてくる。最初、ひとびとは内容は統合軍司令部であり、形式だけ国連軍司令部に過ぎないということを知らなかったわけではないが、月日が流れるほど統合軍司令部は国連軍司令部として規定事実化された。かかる意味から報告書の役割は成功的なものであった。国際政治的詐欺として。

このように国連体系の決定的形式としての法律的言語は、欺瞞と偽りを縫合する言語に転落した。その点で、朝鮮戦争は国連体系の矛盾と欠乏を余すところなくさらけだした事件であった。体系の支配者たちは誰よりも自己の体系の欠乏と矛盾をよく知っている。完璧な体系などない。「にもかかわらず」いや、「まさにそうであるため」支配者たちは体系が完璧だと強調する。そして完璧たるを信じさせるには欠乏を埋めなくてはならず、抵抗を粉砕しなくてはならない。だから権力は、例外の決定を通じて正常の亀裂を鎮圧することで矛盾を解決させるのだ。

法の解釈とその解釈を決定できる権限はすなわち権力だ。このように法の枠の中で権力の適用が成功した時、その権力は蓄積される。1950年1月から7月の間のソ連の国連安保理への不参加は、ソ連としては拒否権の行使を意図したものであったがアメリカ主導の憲章解釈によって欠席に追いやられた。憲章39条に依拠して平和の破壊とみなし、勧告は平和的解決のためのものなのにもかかわらず、軍事的措置を合理化させ、アメリカ統合軍司令部を国連軍司令部という名にかえて、今日に至るまで国連傘下の機構であるかのよ

うにその身を隠して活動している。

しかし1969年に刊行された国連憲章の解説書には、国連軍司令部〔以下、朝鮮語原稿では国連司〕は国連の機構ではないことが明確化され⁵¹⁾、結局、1975年11月18日の国連総会で国連軍司令部の解体決議が通過された。⁵²⁾ この総会の演説でキッシンジャー (H. Kissinger) 国務長官は、76年1月1日付で国連軍司令部を解体すると約束した。しかしこれは今日まで実行されていない。1994年、ブトロス・ガーリ (Boutros Ghali) 事務局長は、駐国連北朝鮮大使宛てに送った6月24日付の書簡のなかで「駐韓国連軍司令部は、国連安保理の傘下機関ではなく、いかなる国連機構も駐韓国連軍司令部の解体に対する責任を有していない」という立場を公式的に確認した。⁵³⁾ 2003年、コフィー・アナン (Kofi Annan) 国連事務総長もまた、同じ内容を再度確認した。国連代表部の韓国外交部の公務員たちも国連軍司令部が国連安保理の傘下機構ではないことを認めている。⁵⁴⁾ にもかかわらず、国連軍司令部は依然と国連の機構のようにふるまっている。これは偶然の誤謬や錯誤ではなく、権力蓄積体系が一貫して作動している証拠である。そしてこれは過去の事柄ではなく、最近までもイラク、リビア、シリアにおいてそのまま繰り返された。米・日・韓の国連軍司令部体系は言うまでもない。

国連軍司令部の問題は、第一に、朝鮮半島で国連安保理の決議なしにいつでも戦争を起こせるという点である。1950年にすでに安保理決議を受けた状態という理由からである。これは韓国の戦争主権を否定する。第二に、北朝鮮地域に対する占領統治権をもつという点である。これは現在では憲法3条の領土主権を否定する。これは国連軍司令部が韓国の憲法を否定する最悪の反国家団体という証明に違いない。ただこの論文ではもうひとつの問題、日本の主権と関連する問題に注目してみたい。

4) 駐韓国連軍司令部と日本

1950年7月1日、日本の官房長官は記者会見で「米軍の出動が国連の警察措置である以上、一部の人々は占領軍 (駐日米軍) の命令に従って戦闘行為などに従事することは当然だ」と述べた。1950年7月8日、マッカーサーは吉田茂宛てに自衛隊の前身である75,000名の国家警察予備隊創設と8,000名の海上保安庁⁵⁵⁾の増員を許可するという要旨の「マッカーサー書簡」を送った。⁵⁶⁾ これは勧めではなく一種の命令であった⁵⁷⁾。海上保安庁の増員や日

本の掃海艇の朝鮮戦争参戦に対するマッカーサーの指令は、海上保安庁を海岸警備任務から脱して海外出兵まで行う軍事機構に変えてしまった。1950年10月初め、マッカーサーの朝鮮戦争参戦要請は吉田を困らせた。その要求に応じれば平和憲法に抵触し、拒否すれば具体化されはじめた講和ならび日米安保条約の推進に悪影響を及ぼし得るからであった。彼が熟考の末、下した決断は明快なものであった。「分かった。送ろう。国連軍に協力することは日本政府の方針である。ただ掃海隊の派遣とその行動については一切の秘密にするように」。⁵⁸⁾ 1951年9月には吉田-アチソン交換公文を通じて朝鮮半島における国連行動に参加する軍隊に対し、施設及び役務を提供することを合意、それに基づき6つの基地を国連軍司令部が自由に使用できるようにした。これらの基地は、日米安保条約にしばられ、作戦出動時に事前協議が必要なその他の駐日米軍基地とは異なり、事実上自由使用が保障された。

1954年2月19日、国連軍司令部と日本間の行政協定 (UN SOFA) が結ばれた。これによって日本は、キャンプ横田、キャンプ横須賀、キャンプ佐世保などの4か所を国連軍司令部の基地として米軍に提供した。1957年4月初め、アメリカ国防省は東アジア地域の軍事体系を大きく改編しはじめた。まず東京の極東軍司令部を解体し、ハワイに太平洋地区司令部を設置、7月には東京の国連軍司令部がソウルに移った。

それにしたがって、キャンプ座間に国連軍司令部の後方基地司令部 (UNC-Rear) を配置した。1957年7月1日、府中航空基地に日本と韓国の国連軍を支援する第5空軍の本部を置いたため、国連軍司令部の後方基地に追加されたのである。それとともに1957年7月、アメリカ空軍作戦基地であった立川空軍基地が国連軍司令部基地に指定された。同じ時期、キャンプドレイクが韓国を支援する国連軍司令部部隊のための野戦病院と待機部隊に使用され、国連軍司令部基地に指定された。しかし1967年、キャンプドレイクが日本政府に返還されると、1977年8月、国連合同委員会を通じて日本政府に立川空軍基地とキャンプドレイクはこれ以上必要ないと伝えられた。その年の10月1日、日本は国連軍司令部に対する保障リストから二つの基地を削除した。⁵⁹⁾ 1974年11月に第5空軍司令部が横田空軍基地に再配置され、1975年7月31日に府中の航空基地も日本政府に返還された。1975年12月に国連軍司令部を指揮するこの〔第5空軍〕司令部は、日本政府に対し、府中の航空基地はこれ以上、日本と韓国の国連軍を支援する需要が存在しないため、1976年

初めまで保障された国連軍司令部に対する使用を撤回することを表明した。日本政府は、国連合同委員会を通じてこの事実を知ることになった。⁶⁰⁾ いずれにせよ、1976年2月1日、府中航空基地もリストから削除された。にもかかわらず1977年末、日本と沖縄の7か所の基地が国連軍司令部加盟国の制限ない使用を保障する施設として維持された。⁶¹⁾ そうしたのち、米軍基地再編のため国連軍司令部の後方基地司令部は2007年11月2日にキャンプ座間からキャンプ横田に移転し、現在に至っている。⁶²⁾ 現在、国連軍司令部の後方基地は、既存の7か所に厚木基地をふくめ合わせて8か所である。すなわち、横田空軍基地、横須賀海軍基地、キャンプ座間、厚木海軍航空基地、佐世保海軍基地、嘉手納空軍基地、普天間海兵隊航空基地、ホワイビーチ海兵隊基地が、国連軍司令部の基地に指定された米軍基地である。⁶³⁾ これら基地は、1954年の国連軍司令部行政協定に署名した国連軍司令部加盟国による制限のない使用が保証された。しかしこれを使用しているのは米軍のみである。加盟国中、残っている軍隊はアメリカ以外にはない。

国連軍司令部に参加した加盟国は国連にいかなる通告もなく兵力を撤収した。オーストラリアは1953年7月に、ニュージーランドは1953年10月に、フィリピンと南アフリカは1953年10月と11月に、フランスは1953年10月23日に、コロンビアは1954年10月に、エチオピアは1954年12月に、ルクセンブルクは1954年12月30日に、ギリシャは1955年7月13日に、オランダは1956年3月に、カナダは1956年4月に、ベルギーは1956年に、トルコは1956年7月に、イギリスは1957年7月に撤収した。⁶⁴⁾ 1975年を基準にすれば、当時の国連軍司令部の後方基地司令部は、一人の米軍司令部参謀と国連軍司令部加盟国から派遣された8名の連絡団、横田空軍基地に配置されたタイ空軍派遣隊で構成されているだけであった。しかし結局タイも1976年7月26日に撤収⁶⁵⁾することで米軍だけが残ることになった。⁶⁶⁾ 大半の米軍将校たちも国連軍司令部の存在自体を知らなかったり、たとえ知っていたとしても形式上の機関とだけ考えていた。しかし韓国で国連軍司令部を強化しようとする動きが持続的に展開されてきたこと、日本の7か所あった国連軍司令部の後方基地が厚木基地まで含め8つに増えたことを、どのように説明できるのだろうか。

サンフランシスコ平和条約とともに締結された日米安保条約と吉田—アチソン交換公文はすべて「国連のために」服するという共通の目的を闡明した。アメリカは、平和条約と安保条約、交換公文の締結に先立って、朝鮮戦争に

日本の軍隊を派遣している。サンフランシスコ体制が、朝鮮戦争中に朝鮮の状況と緊密な関係を結びながら成立されたものであることに注目しなくてはならない。朝鮮戦争は国連の名を僭称し行われた最初の戦争であり、サンフランシスコ体制もまた国連体系の下位概念に位置づけられた。ソウルの龍山基地にいる駐韓米軍司令官兼国連軍司令官が、国連軍司令官として作戦統制権を行使すれば、駐韓米軍と韓国軍はもちろん駐日米軍、時として自衛隊までその指揮下に入る。国連軍司令官の作戦統制範囲は、韓国の非武装地帯から沖縄までである。国連軍司令官職を利用すれば国連安保理決議がなくとも今すぐ北朝鮮との戦争に突入することができるため、日本国憲法9条は簡単に無視される。なぜなら、日本が戦争を行うのではなく、国連軍の活動を支援するという名目になるからである。

しかし吉田—アチソン交換公文の大前提である朝鮮半島での軍事作戦は「国連の活動」ではないし、国連の軍隊という意味での「国連軍司令部」は存在すらしないのだ。それは国連の活動ではなく加盟国の活動であるだけで、国連軍司令部ではないアメリカ統合軍司令部であるのみである。したがって、吉田—アチソン交換公文は平和条約で合意された国連活動の支援義務と一致しない。またすでに占領期になされた掃海隊などの国連軍活動は、事後立法禁止原則により不法であり、日本は56年の国連加入以前まで国連加盟国としての義務もまたなかった。ゆえに、国連軍司令部が解体される前にも、いや国連軍司令部を解体させるためにも吉田—アチソン交換公文は廃棄されなくてはならない。

(4) 結論に代えて

アルビン・トフラー (Alvin Toffler) は次のように述べている。「我々は、戦争を悩まない。しかし戦争は我々を悩ます」。この言葉は、一世紀前のキェルケゴール (Søren Kierkegaard) の次の文章を連想させる。「情熱なくうわべだけで一般的なものを思惟するならば、決して危機を感知することはできない。これに対して、例外は一般的なものを熱い情熱で思惟する」。⁶⁷⁾ 正常状態を維持する法秩序は、例外状態を決定する主権問題に悩まない。しかし主権者と覇権国は、国内外で例外状態を決定するために渾身の努力を傾ける。大多数の民衆が主権問題を自覚し、おのずから例外状況に苦悶する瞬間

から、民衆主権は始まる。法と権力の敵対と矛盾は、主体の実践を通じてのみ解消される。朝鮮半島の平和協定が締結されることで国連軍司令部が同時に解体されるという道もあるが、その前であっても国連司令部の解体は可能だ。⁶⁸⁾ 国連軍司令部問題は米・日・韓の民衆連帯を要請する。国連軍司令部という共通議題は、主権の壁で断絶された民衆たちが連帯できる〔壁の〕亀裂を提供する。3国の民衆、ひいては16か国の参戦国の民衆たちは、国連体系がつくった虚像なる国連軍司令部の解体過程を通じて、国連体系自体の矛盾と亀裂に出会うだろう。例外から日常となってしまった国連体系を批判することは、その日常をまた例外に転覆させることである。連帯した民衆たちがその転覆を決定するならば、まさにその者が「例外を決定する者」だ。

註

1) Carl Schmitt, *Politische Theologie: Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität* 2版 (Berlin: Duncker & Humblot, 1934) / キム・ハン訳『政治神学：主権論に関する四つの章』(ソウル：GB、2010)、pp.18、22、25、16参照。

2) ヘーゲル『大論理学 I - 存在論』の最初の章は質であるが、またのタイトルを規定性ともいう。論理学の出発における規定の重要性が分かる。規定はまた「現存在」の章で反復されるが、その論理展開の流れは次の通りである。現存在自体 - 契機 (外他存在, 対他存在、即自存在、観念性) - どのようなもの - 限界 - 規定性 (規定、性質、質) - 変化 (変化と性質、当為と制約、否定) - 有限と無限 - 有限と無限の相互規定 - 無限の自身への復帰。G.W.F.Hegel, *Wissenschaft der Logik, Gesammelte Werke band 11*, (Hamburg: Felix Meiner Verlag, 1978) / イム・ソクチン訳『大論理学 (1) 存在論』(ソウル：チハク社、1983)、pp.119-114参照。

3) このような方法はマルクスの『政治経済学批判要綱』と『資本〔論〕』の差でもある。マルクスは『要綱』においては、ヘーゲル論理学の概念展開にそって「自然に解消される矛盾」として資本を叙述している。しかし『資本』では、彼の有名な言葉のように、ヘーゲルのそれを逆に転倒させ、概念ではなく実践による矛盾の解消として、資本を叙述している。

4) 資本主義的生産を形成するためには、片方の極では、貨幣の集中、反対の極では「自由な」労働者の集中をもたらす歴史的前提が必要である (M.M.ロゼンタール、韓国哲学思想研究会弁証法分科訳『マルクス政治経済学の弁証法的方法』2 [ソウル：理論グァ実践、1989]、p.192)。

5) 商品 - 貨幣 - 商品の循環回路から離脱した時、貨幣は蓄積される。しかし商品

を購買できない貨幣はもはや貨幣ではない。蓄積された貨幣が資本になるためには、蓄積のために、離脱と共に循環回路のなかに再進入しなくてはならない。すなわち貨幣は循環過程の外にいながらも中にいなくてはならない。循環から離脱することのみ蓄積される貨幣はしかし循環のなかにいなくてはならない (ヤン・フィソク『価値の弁証法と形而上学』、『マルクスの方法論と価値論』、[ソウル：ハンウル、2000]、p.76)。

6) Carl Schmitt, *Politische Theologie: Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität* 2版 (Berlin: Duncker & Humblot, 1934) / キム・ハン訳『政治神学：主権論に関する四つの章』(ソウル：GB、2010)、pp.18参照。

7) 権力と資本の緊密な関係はマルクスをはじめ多くの学者が強調してきたところである。最近、ジョヴァンニ・アリギ (G. Arrighi) 『長い20世紀 (The Long Twentieth Century)』は、これを集中的に掘り下げた事例である。S.BichlerとJ.Nitzanは『権力資本論 (Capital as Power)』のなかで初めから権力と資本の二分法をこわすことを主張する。

8) イタリア都市国家の君主たちが戦争遂行のために発行した債券にみられるように、権力と資本は離すことのできない関係の中で発展してきた。権力が資本であり、資本が権力であった。アメリカが初期国連で発揮した権力は世界最大の債権国という事実と不可分の関係にある。注目すべきは、権力と資本の蓄積がなされる契機は戦争のような危機であるという点である。正常的な状況より、例外状況において権力は逆説的に強化された。例外状態とは、無政府状態や混乱状態とは違うものであるから、法秩序が無くなったとしても依然と法学的意味においてひとつの秩序が存続する。主権体系が誕生する前の30年戦争の間、混沌なヨーロッパ国家間体系に国際法は存在しなかったが、秩序は存在したし、この秩序を決定する権限がネーデルラント連合州に、特に高度金融勢力に付与されていた。資本と権力の相関関係に対して、共産党宣言の有名な文言を想起できる。「ブルジョアジーは自身の姿と同じく世界を創造する」。

9) 権力もまた他の権力と、主権もまた他の主権との関係から、一者と多数として関係する。ヘーゲル『大論理学 I - 存在論』の一つと多数の関係は、一つと他の一つの間での反発と牽引で発展する。他の主権と反発し牽引する過程において主権は量的に蓄積される。この時から主権は、質の概念から量の概念へと転化する。国内の主権に適用されていた「例外状況決定」論は、国家間に適用されたら覇権となる。他の国の運命に対し決定できる権限をもった国家が覇権国となる。

10) モデルスキー (George Modelski) によると、近代国家間体系は1500年頃に成立されたが、500年の間、世界の指導力 (world leadership) と世界戦争 (global war) が規則的に循環されており、100年程度を周期に国家間体系の循環が反復され

たという。これが長周期 (long cycle) である。この過程で全四つの国家が支配的な役割を担ってきたという。ポルトガル (1500~16世紀末)、ネーデルランド (17世紀)、イギリス (18世紀~ナポレオン戦争、1815~1945)、アメリカ (1945~) である (Paul R. Viotti and Mark V. Kauppi, *International Relations Theory: Realism, Pluralism, Globalism* [New York: Macmillan, 1987], p.59)。長周期論は、世界システム論者のウォーラステイン (Immanuel Wallerstein) やアリギ (Giovanni Arrighi) などの著述のなかにも類似点を確認できる。

11) チン・ユジョンは次のように論じている。「国連体系は既存のウィーン、ビスマルク、ベルサイユ体制の基本構造と特性を組み合わせた国家間体系といえる。まず、協調あるいは指導体制的な姿は、国連安保理の常任理事国の五大列強に拒否権が与えられることで具体化された。この基本的な枠組みは、冷戦の展開とともに進められた東西間の新しいブロック形成にもかかわらず持続された。同盟体系的な特徴は、ヨーロッパにおけるNATOとワルシャワ条約機構 (Warsaw Pack) という軍事同盟の形成・対峙および極東における中・ソ軍事同盟と米・日軍事同盟によって具体化された」(チン・ユジョン「近代国際体系の変化と連続性に関する研究：体系理論と現実主義論の観点から」東国大大学院政治学科博士学位論文、2004、pp.70、127)。

12) シバシヨフ他、米国史研究会訳『アメリカ帝国主義史』(ソウル：国民図書、1989)、p.188。

13) チョ・ギョングン「集団安全保障の理論と実際：韓国戦を通じて考察してみた問題点と平和と安全の維持および回復のための国際連合機能の変遷」高麗大学校政治外交学科碩士論文、1982、p.34。

14) 冷戦期、安保理が武力の使用を許可した例は、朝鮮半島を除いたらローデシアのみである。拘束力のある非軍事的な制裁もまた、わずか二回採択されたが、ひとつは南ローデシアに対する経済封鎖 (1966~1979) であり、もうひとつは1977年南アフリカに課された武器禁輸であった。1962年キューバミサイル危機の際、アメリカは、一次的に米州機構 (OAS) の授權によって一方的な封鎖措置 (当時アメリカ政府はこれをquarantineと表現) で対応し、ベトナム戦争遂行時には国連総会や安保理の手は及ばなかった。イスラエルとアラブ間の度重なる衝突にも安保理は7章に依拠した制裁を採択するという威嚇だけを繰り返したのみで、実践することはできなかった。ソ連のアフガニスタン干渉 (1979~1989) も安保理の注意を引くことはできなかった (キム・デスン『国際法論』第11版 [ソウル：サムヨン社、2006]、p.1086参照)。

15) Stephen D. Krasner, "Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variable", 1 in Stephen D. Krasner, ed., *International Or*

ganization 36, Spring 1982, pp.197-199.

16) ヘーゲルは、不文法においては結局裁判官が立法者の役割も担うことで法律の普遍性が棄損されると批判する。1919年のドイツ憲法では、第48条に従って大統領が例外状態を宣言できるが、議会が自らの統制下でいつもその解体を要求できる。韓国も、憲法77条5項によって国会在籍議員の過半数の賛成で戒厳解体を要求すれば大統領はこれに従わなくてはならない。このような規制は法治国家的な発展および実践と一致するものだが、この発展と実践はあらゆる権限の分割と相互統制を通じて主権問題を可能な限り遠くに押しだそうとする。しかし法治国家的傾向は、単に例外的権限という前提を規定するものであって、第48条の内容を規制するものではない。この条項はむしろ無制限の全権を授与するものであり、したがって何ら統制なくある決定を下さなくてはならない時、1815年のドイツ憲章第14条の例外的権限が君主を主権者に仕立てたことと同一な方式で、大統領に主権を付与する。自由主義的法治国家でも主権者の決定権限は依然と作動し、より巧妙に隠蔽されている。韓国の戒厳法11条2項は、戒厳解体時は国务会議の審議を経るようになっている。国务会議が、国会の非常事態解体の要求に対し依然と非常事態であると決定すれば、国会の要求は簡単に崩れる。この審議は、政府に例外状況の決定に対する無制限の権限を付与しているのである。ささいなように思えるこのひとつの文言によつて法治主義的規制は、簡単に崩壊されうる。(ドイツ法についてはCarl Schmitt, キム・ハン訳『政治神学：主権論に関する四つの章』, [ソウル：GB、2010]、p.23参照。韓国法についてはキム・ドヒョプ「戒厳制度とその改善法案に関する考察」『世界憲法研究』第16巻2号、[2010]、pp.32-33参照)。

17) Rosalyn Higgins, *United Nations Peace Keeping, 1946-1967, Documents and commentary II, Asia* (London: Oxford University Press, 1970), p.161.

18) 朝鮮戦争は内戦であり戦争ではないということが482次安保理会議におけるソ連代表によって主張された (U.N. document S/PV. 482, pp.10, 12)。彼はまた内戦には侵略という概念を適用できないと主張した (U.N. document S/PV. 489, p.4) : Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* [New York: Frederick A. Praeger, 1950], p.930.

19) E. A. Gross, "Voting in the Security Council ; Abstention from Voting and Absence from Meetings", *Yale Law Journal* (Yale.L.J.), Vol.60, 1951, p.210参照。

20) Hans Kelsen, *Principles of International Law*, 2nd ed. (New York: Holt, 1967), p.930. 1945年から1986年まで安保理が憲章39条に依拠し平和の破壊が存在すると決定したのは、朝鮮戦争と1986年のフォークランド戦争のみであった (キム・デスン『国際法論』第11版 [ソウル：サムヨン社、2006]、p.1086)。

21) Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fun*